

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

1. 一般廃棄物対策

(2) 災害廃棄物の処理

(1) 事業目的

災害廃棄物は、法律上一般廃棄物に該当するため、市町村に総括的な処理責任があります。

近年、自然災害が増えつつあり、それに伴って発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物の処理主体である市町村が作成する災害廃棄物処理計画の実効性を高めていく必要があります。

(2) 取組状況

市町村が、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制、仮置場の設置、関係機関との連携・協力事項等について示していることが重要です。

しかしながら、令和2年3月末時点での県内の策定状況は、5市町のみです。

策定が進んでいない理由として、「人員や時間が確保できないこと」「専門的な情報や知見の不足」等の意見がありました。

このため、島根県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村の計画策定支援を行っており、令和元年度は、環境省のモデル事業を活用し、①未策定の市町村における現地調査・助言、②市町村向け研修会の開催などを行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419